



お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577
平成21年10月28日（水） 第104号

ご意見は
こちらまで

特殊車両の取り締まりを実施

10月21日（水）、一般国道7号青森環状道路・青森市大字八ッ役字矢作地内の非常駐車帯において特殊車両の取り締まりを実施しました。

今回の取り締まりは、青森警察署のご協力の下、東北運輸局青森運輸支局と合同で実施したものです。

特殊車両の取り締まりとは、一般的制限値を超える車両が道路を走行することにより道路構造に悪影響を及ぼさないよう実施するものです。

特殊車両は、その通行にあたって、通行しようとする道路の道路管理者へ事前に申請し、許可を得なければなりません。道路管理者は申請に基づき通行可能かどうか審査をし、通行可能であれば許可証を発行します。許可証については走行時に携帯することが道路法で定められていますのでご注意ください。

今後も引き続き特殊車両の指導取り締まりを実施する予定です。運行する企業及び運転手の皆さまは、適正な道路利用をお願いします。

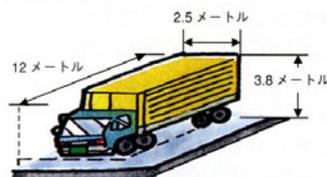
特殊車両通行許可制度については、<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/road/tokusya/index.htm>をご覧ください。



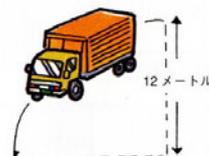
取り締まりの様子

一般的制限値

■車両の幅、長さ、高さ



車両の最小回転半径



車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重

- 18トン（隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満）
- 19トン（隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下）
- 20トン（隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上）

